

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させ、かつ社員全員が働きやすい環境を整備することにより能力を十分に発揮出来るようにするため、下記のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

2 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準とする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率100%を継続

<対策>

- ・令和7年4月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討
- ・令和7年4月～男性による育児の重要性を啓発することにより、配偶者が妊娠・出産した男性の育児休業等の取得促進を図る。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- ・令和7年4月～年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・令和7年4月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定するとともに、勤怠システムを活用し管理職が各部署の取得日数を把握し管理を徹底する。
- ・令和7年10月～年次有給休暇の時期指定を行うとともに、管理職は必要に応じ社員に対して年次有給休暇の取得を促すよう努めることにより、年次有給休暇の取得しやすい環境を整える。